

電 気 供 給 約 款 附 則（スマイでんき）

1 この電気供給約款附則の実施期日

この電気供給約款附則は、2026 年 4 月 1 日から実施いたします。

2 定義

電気供給約款 3(定義)に、次の通り(71), (72), (73)を追加するものといたします。

(71) 春 季

毎年4月1日から6月 30 日までの期間および翌年の3月1日から3月 31 日までの期間をいいます。

(72) 秋 季

毎年 10 月1日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

(73) 冬 季

毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月 29 日までの期間)をいいます。

3 スマイでんき

電気供給約款「別紙 2(従量電灯)」に、次のとおり(30), (31)を追加するものといたします。

(30) スマイでんき(一般家庭向け)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)および(ロ)のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

(イ)

北海道、東北、中部、北陸、九州エリアのお客さま	契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
関西、中国、四国エリアのお客さま	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流または最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、中部、北陸、九州エリアのお客さま (契約電流)	(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準として当社所定の方法によってお客さまから申し出ていただきます。 ただし、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電流は、お客さまから申し出がない場合、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値といたします。 また、引越し(転入)等の理由で、当該需要場所で新たに電気の需給を開始される場合の契約電流は、お客さまから申し出がない場合、原則として当社への申込み時点で、当該需要場所へ送配
-----------------------------------	--

	電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値といたします。なお、当社への申込み時点で、当該需要場所へ送配電事業者等が設置している設備において使用できる最大電流の値が設定されていない場合は、当社所定の値とすることがあります。 (ロ) 送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。 (ハ) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾した日の直後の検針日より、適用いたします。ただし、お客さまが、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。 (ニ) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで、契約電流を変更することはできません。
関西、中国、四国エリアのお客さま (最大需要容量)	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

二 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料 金

料金は、以下の①から⑧のエリア別の定めに従い、(イ)または(イ)および(ロ)によって算定された金額、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、北海道、東北、中国、九州エリアについては、上記に加えて、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合は、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合は、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

①北海道エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	417 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	626 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	835 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,253 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,671 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	2,089 円 00 銭

契約電流 60 アンペア	2,507 円 00 銭
--------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 68 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの1キロワット時につき	41 円 96 銭
第3段階料金	280 キロワット時をこえる1キロワット時につき	45 円 20 銭

②東北エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	368 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	553 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	738 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,107 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,477 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,847 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,216 円 60 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 61 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 35 銭
第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	39 円 82 銭

③中部エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	320 円 14 銭
契約電流 15 アンペア	480 円 71 銭
契約電流 20 アンペア	641 円 28 銭
契約電流 30 アンペア	962 円 42 銭
契約電流 40 アンペア	1,283 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,604 円 70 銭
契約電流 60 アンペア	1,925 円 84 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階 料金	120 キロワット時までの1キロワット時 につき	21 円 19 銭
第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの1キロワット時につき	25 円 65 銭
第3段階 料金	300 キロワット時をこえる1キロワット 時につき	28 円 12 銭

④北陸エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	301 円 50 銭
契約電流 15 アンペア	452 円 75 銭
契約電流 20 アンペア	604 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	906 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	1,209 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,511 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,814 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階 料金	120 キロワット時までの1キロワット時 につき	30 円 85 銭
第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの1キロワット時につき	34 円 73 銭
第3段階 料金	300 キロワット時をこえる1キロワット 時につき	35 円 96 銭

⑤関西エリア

(イ) 最低料金および電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		521 円 58 銭
電 力 量 料 金	第1段階 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの1キロワット時につき	20 円 20 銭
	第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの1キロワット時につき	25 円 59 銭
	第3段階 料金	300 キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき	28 円 09 銭

⑥中国エリア

(イ) 最低料金および電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		758 円 68 銭
電力量料金	第 1 段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	32 円 74 銭
	第 2 段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	39 円 41 銭
	第 3 段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	41 円 05 銭

⑦四国エリア

(イ) 最低料金および電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の 11 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		665 円 89 銭
電力量料金	第 1 段階料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 64 銭
	第 2 段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	37 円 25 銭
	第 3 段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	40 円 28 銭

⑧九州エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電流 10 アンペア	315 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	473 円 36 銭
契約電流 20 アンペア	631 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	947 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,263 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,580 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,896 円 44 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第 1 段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 36 銭
第 2 段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 95 銭
第 3 段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 47 銭

リ その他

当社または送配電事業者等は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(31) スマイでんき(オール電化向け)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)および(ロ)のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表「6(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)」に準じて算定いたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100 パーセント
	次の2台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

b a によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電力は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電力の値といたします。

(二) (イ)、(ロ)にかかわらず、申込み時点で当社と電気需給契約を締結しており、契約電流または契約容量の値が設定されている場合は、供給条件別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)(1)」に準

じ、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトの場合、10 アンペアを 1 キロボルトアンペアと、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

(ホ) (イ)～(ニ)によりがたい場合は、当社との協議によって決定した値といたします。

ホ 季節区分および時間帯区分

季節区分および時間帯区分は、以下の①から⑧のエリア別の定めによります。

①北海道エリア

(イ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a. 日中時間

休日以外の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

b. 夜間・日祝時間

日中時間以外の時間をいいます。

②東北エリア

(イ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a. 平日昼間時間

平日(休日以外の日をいいます。以降同様といたします。)の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

b. 休日・夜間時間

平日昼間時間以外の時間をいいます。

③中部エリア

(イ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a. 昼間時間

平日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

b. 生活時間

平日の午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに休日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

c. 夜間時間

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

④北陸エリア

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

a. 夏季

b. その他季

(ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a. 昼間時間

平日午前 8 時から午後 8 時までの時間をいいます。

b. 週末時間

休日午前 8 時から午後 8 時までの時間をいいます。

c. 夜間時間

昼間時間および週末時間以外の時間をいいます。

⑤関西エリア

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

a. 夏季

b. その他季

(ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a. 昼間時間

平日の午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

b. 生活時間

平日の午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに休日の午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

c. 夜間時間

毎日午前 0 時から午前 7 時までおよび午後 11 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

⑥中国エリア

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

a. 夏季

- b. その他季
- (ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。
 - a. 昼間時間
平日午前9時から午後9時までの時間をいいます。
 - b. 夜間時間
昼間時間および休日時間以外の時間をいいます。
 - c. 休日時間
休日のすべての時間をいいます。

⑦四国エリア

- (イ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。
 - a. 平日昼間時間
平日午前9時から午後11時までの時間をいいます。
 - b. 夜間・休日時間
平日昼間時間以外の時間をいいます。

⑧九州エリア

- (イ) 季節区分は、次のとおりといたします。
 - a. 春季
 - b. 夏季
 - c. 秋季
 - d. 冬季
- (ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。
 - a. 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
 - b. 夜間時間
毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

へ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき110円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料 金

料金は、以下の①から⑧のエリア別の定めに従い、(イ)および(ロ)によって算定された金額、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また、北海道、東北、中国、九州エリアについては、上記に加えて、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合は、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額より差し引いた上で算定するものとし、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合は、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額に加えた上で算定するものといたします。

①北海道エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1キロワットにつき	486 円 20 銭
-----------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 日中時間

1 キロワット時につき	38 円 22 銭
-------------	-----------

b. 夜間・日祝時間

1 キロワット時につき	29 円 44 銭
-------------	-----------

②東北エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

最初の 10 キロワットまでの1契約につき	4,356 円 00 銭
上記をこえる1キロワットにつき	435 円 60 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 平日昼間時間

1 キロワット時につき	36 円 86 銭
-------------	-----------

b. 休日・夜間時間

1 キロワット時につき	29 円 86 銭
-------------	-----------

③中部エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

最初の 10 キロワットまでの1契約につき	1,838 円 44 銭
上記をこえる1キロワットにつき	321 円 14 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 昼間時間

1 キロワット時につき	38 円 80 銭
-------------	-----------

b. 生活時間

1 キロワット時につき	28 円 61 銭
-------------	-----------

c. 夜間時間

1 キロワット時につき	16 円 52 銭
-------------	-----------

④北陸エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

最初の 10 キロワットまでの1契約につき	2,255 円 00 銭
上記をこえる1キロワットにつき	302 円 50 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	39 円 87 銭	39 円 87 銭

b. 週末時間

1キロワット時につき	33 円 80 銭
------------	-----------

c. 夜間時間

1キロワット時につき	26 円 98 銭
------------	-----------

⑤関西エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

最初の 10 キロワットまでの1契約につき	2,409 円 40 銭
上記をこえる1キロワットにつき	416 円 94 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	28 円 87 銭	26 円 24 銭

b. 生活時間

1キロワット時につき	22 円 80 銭
------------	-----------

c. 夜間時間

1キロワット時につき	15 円 37 銭
------------	-----------

(ハ) 割引

基本料金と電力量料金を合計した額に、5%の割引率を乗じて算定された割引額を、当該合計から差し引きます。ただし、割引額の単位は1円とし、その端数は、切り上げます。

⑥中国エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

最初の 10 キロワットまでの1契約につき	2,018 円 72 銭
上記をこえる1キロワットにつき	480 円 37 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	46 円 46 銭	44 円 40 銭

b. 夜間時間

1キロワット時につき	30 円 35 銭
------------	-----------

c. 休日時間

1キロワット時につき	30 円 35 銭
------------	-----------

⑦四国エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

最初の 10 キロワットまでの1契約につき	7,254 円 66 銭
上記をこえる1キロワットにつき	617 円 22 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 平日昼間時間

40 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	42 円 97 銭
---------------------------	-----------

b. 夜間・休日時間

130 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭
----------------------------	-----------

(ハ) 割引

基本料金と電力量料金を合計した額に、10%の割引率を乗じて算定された割引額を、当該合計から差し引きます。ただし、割引額の単位は1円とし、その端数は、切り上げます。

(二) 日割計算時の基本料金適用電力量の基本算式

日割計算を行う場合、基本料金適用電力量を、以下の a から c に基づき算定した電力量に読み替えるものいたします。

a. (ロ)a の時間帯における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ロ)a の時間帯における $= 40 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$
基本料金適用電力量

b. (ロ)b の時間帯における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ロ)b の時間帯における $= 130 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$
基本料金適用電力量

c. a および b によって算定された基本料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします

⑧九州エリア

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

a. 契約電力が 10 キロワット以下の場合

1 契約につき	1,888 円 80 銭
---------	--------------

b. 契約電力が 10 キロワットをこえる場合

1 契約につき最初の 15 キロワットまで	4,758 円 20 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	573 円 88 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 昼間時間

昼間時間のうち、休日・平日別の使用電力量について、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および冬季料金	春季および秋季料金
1 キロワット時につき	休日	22 円 01 銭	18 円 61 銭
	平日	27 円 63 銭	24 円 74 銭

b. 夜間時間

1 キロワット時につき	14 円 59 銭
-------------	-----------

チ その他

スマイでんき(オール電化向け)を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。1

4 契約容量および契約電力の算定方法

電気供給約款「別表 7(契約容量および契約電力の算定方法)」は、次のとおり読み替えるものいたします。

別紙「2(従量電灯)(10)ニ(ロ)」, 別紙「2(従量電灯)(11)ニ(ロ)」, 別紙「2(従量電灯)(12)ニ(ロ)」, 別紙「2(従量電灯)(13)ニ(ロ)」, 別紙「2(従量電灯)(22)ニ(ロ)」, 別紙「2(従量電灯)(31)ニ(ロ)」, 別紙「2(動力契約)(1)ニ(ロ)」, 別紙「2(動力契約)(2)ニ(ロ)」の場合の契約容量または契約電力は, 次により算定いたします。ただし, 契約電力を算定する場合は, 力率(100 パーセントといたします。)を乗じます。また, 託送供給等約款等に別の定めがある場合は, これに従うものといたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお, 交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は, 200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$